

改正後	現 行
東京こどもすくすく住宅供給促進事業補助金交付要綱 令和 5 年 4 月 7 日 5 住 民 安 第 27 号 改正 令和 5 年 9 月 1 日 5 住 民 安 第 288 号 改正 令和 6 年 9 月 12 日 6 住 民 安 第 403 号 改正 令和 7 年 4 月 15 日 6 住 民 安 第 1072 号 <u>改正 令和 7 年 5 月 16 日</u> <u>7 住 民 安 第 130 号</u> 第 1 章 総則 第 1 目的 この要綱は、東京こどもすくすく住宅認定制度要綱（平成 28 年 2 月 22 日付 27 都市住民第 1444 号。以下「制度要綱」という。）第 2 (3)に規定するこどもすくすく住宅の供給を都内全域で促進し、<u>民間住宅市場における流通促進を通じて</u>、子育て世帯が子育てに適した住環境を選択しやすい環境を整備するため、制度要綱第 28 の規定に基づき、東京こどもすくすく住宅供給促進事業の補助金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。 第 2 （現行の通り） 第 3 定義 この要綱において使用する用語は、制度要綱及び東京こどもすくすく住宅認定制度実施要領（平成 28 年 2 月 22 日付 27 都市住民第 1445 号。以下「制度要領」という。）において使用する用語の例によるほか、それぞれ次に定めるところによる。	東京こどもすくすく住宅供給促進事業補助金交付要綱 令和 5 年 4 月 7 日 5 住 民 安 第 27 号 改正 令和 5 年 9 月 1 日 5 住 民 安 第 288 号 改正 令和 6 年 9 月 12 日 6 住 民 安 第 403 号 改正 令和 7 年 4 月 15 日 6 住 民 安 第 1072 号 第 1 章 総則 第 1 目的 この要綱は、東京こどもすくすく住宅認定制度要綱（平成 28 年 2 月 22 日付 27 都市住民第 1444 号。以下「制度要綱」という。）第 2 (2)に規定するこどもすくすく住宅の供給を都内全域で促進し、子育て世帯が子育てに適した住環境を選択しやすい環境を整備するため、制度要綱第 18 の規定に基づき、東京こどもすくすく住宅供給促進事業の補助金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。 第 2 （略） 第 3 定義 この要綱において使用する用語は、制度要綱及び東京こどもすくすく住宅認定制度実施要領（平成 28 年 2 月 22 日付 27 都市住民第 1445 号。以下「制度要領」という。）において使用する用語の例によるほか、それぞれ次に定めるところによる。

改正後	現 行
(1) (現行のとおり) (2) 子育て交流促進施設 居住者等の交流を促進することを目的として設置するもので、<u>新築集合住宅及び改修集合住宅にあっては</u>制度要領別表 4 に規定する認定基準に該当する<u>ア又はイの施設等、新築戸建住宅及び改修戸建住宅にあっては制度要領別表 10 に規定する認定基準に該当するウ又はエの施設等のことをいう。</u> <u>ア 集合住宅内に設置するキッズルーム又は集会室</u> <u>イ 集合住宅の敷地内に設置する屋外スペースで子供の遊び場（プレイロット）や居住者等の交流の場として必要な遊具、水遊び場、砂場、菜園又はベンチのいずれかが設けられているもの</u> <u>ウ 戸建住宅において、入居者同士の交流の場として、共用で利用できる屋外スペース（花壇や植栽など）を整備し、活動に有効な設備（ベンチ、水栓、コンセントなど）が設けられているもの</u> <u>エ 戸建住宅の入居者が共用で利用できる集会所等</u> (3) 直接補助 認定事業者が整備することもすくすく住宅について、その整備に要する費用（以下「整備費」という。）に対し、都がその費用の一部を補助することをいう。 (4) 区市町村間接補助 認定事業者が整備することもすくすく住宅について、認定住宅の普及の促進を一層図るため、区市町村が整備費の一部を補助する事業（以下「区市町村補助事業」という。）を行う場合に、都がその費用の一部を補助することをいう。 <u>(5) 耐震改修工事</u> <u>制度要領第 2 (8) に規定する耐震改修工事をいう。</u>	(1) (略) (2) 子育て交流促進施設 居住者等の交流を促進することを目的として設置するもので、制度要領別表 4 に規定する認定基準に該当する以下の施設等のことをいう。 ア 住宅内に設置するキッズルーム又は集会室 イ 敷地内に設置する屋外スペースで子供の遊び場（プレイロット）や居住者等の交流の場として必要な遊具、水遊び場、砂場、菜園又はベンチのいずれかが設けられているもの (3) 直接補助 認定事業者が整備することもすくすく住宅について、その整備に要する費用（以下「整備費」という。）に対し、都がその費用の一部を補助することをいう。 (4) 区市町村間接補助 認定事業者が整備することもすくすく住宅について、認定住宅の普及の促進を一層図るため、区市町村が整備費の一部を補助する事業（以下「区市町村補助事業」という。）を行う場合に、都がその費用の一部を補助することをいう。
第 4 (現行のとおり)	第 4 (略)
第 2 章 直接補助 <u>第 1 節 集合住宅</u> 第 5 補助金の額 補助金の額は、次に掲げる区分ごとに補助対象事業費に補助率を乗じた額とする（ただし、認定モデルごとの補助対象住戸（認定住戸のうち、補	第 2 章 直接補助 第 5 補助金の額 補助金の額は、次に掲げる区分ごとに補助対象事業費に補助率を乗じた額とする（ただし、認定モデルごとの補助対象住戸（認定住戸のうち、補

改正後

助対象事業の目的及び内容が第1の「目的」に適合する住戸をいう。)の数に補助限度額を乗じた額及び子育て交流促進施設の補助限度額を合算した額を限度とする。)

なお、事業目的の達成のために必要な範囲を過度に逸脱する華美又は過大な設備の整備に係る費用については補助対象外とする。

区分		新築型		改修型	
		賃貸	分譲	賃貸	分譲
補助金の額	補助対象事業費 A※1※2	こどもすくすく住宅及び子育て交流促進施設の新築に係る費用		こどもすくすく住宅の改修及び子育て交流促進施設の整備に係る費用	
	補助率	Aの1/5	Aの1/20	Aの2/3	Aの1/3
補助限度額※3	アドバンスト	200万円	50万円	260万円	100万円
	セレクト	100万円	25万円	130万円	50万円
	セーフティ	50万円	12.5万円	65万円	25万円
	子育て交流促進施設	1 申請 ごと 500万円※4		1 申請 ごと 500万円※4	

※1 補助対象事業の目的及び内容が第1の「目的」に適合するこどもすくすく住宅及び子育て交流促進施設の整備費用に限る。

※2 補助対象事業費Aは交付決定日以降に着手する建設工事の費用とする。

※3 分譲新築型の場合、補助限度額を乗じる補助対象住戸の数は50戸を限度とする。

※4 子育て交流促進施設の新築又は整備に要する工事費用を限度とする。

第2節 戸建住宅

第6 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる区分ごとに補助対象事業費に補助率を乗じた額とする(ただし、認定モデルごとの補助対象住宅(設計認定を受けた住宅のうち、補助対象事業の目的及び内容が第1の「目的」に適合する住宅をいう。)の戸数に補助限度額を乗じた額及び子育て交流促進施設の補助

現 行

助対象事業の目的及び内容が第1の「目的」に適合する住戸をいう。)の数に補助限度額を乗じた額及び子育て交流促進施設の補助限度額を合算した額を限度とする。)

なお、事業目的の達成のために必要な範囲を過度に逸脱する華美又は過大な設備の整備に係る費用については補助対象外とする。

区分		新築型		改修型	
		賃貸	分譲	賃貸	分譲
補助金の額	補助対象事業費 A※1※2	こどもすくすく住宅及び子育て交流促進施設の新築に係る費用		こどもすくすく住宅の改修及び子育て交流促進施設の整備に係る費用	
	補助率	Aの1/5	Aの1/20	Aの2/3	Aの1/3
補助限度額※3	アドバンスト	200万円	50万円	260万円	100万円
	セレクト	100万円	25万円	130万円	50万円
	セーフティ	50万円	12.5万円	65万円	25万円
	子育て交流促進施設	1 棟 ごと 500万円※4		1 棟 ごと 500万円※4	

※1 補助対象事業の目的及び内容が第1の「目的」に適合するこどもすくすく住宅及び子育て交流促進施設の整備費用に限る。

※2 補助対象事業費Aは交付決定日以降に着手する建設工事の費用とする。

※3 分譲新築型の場合、補助限度額を乗じる補助対象住戸の数は50戸を限度とする。

※4 子育て交流促進施設の新築又は整備に要する工事費用を限度とする。

改正後						現 行					
<u>限度額を合算した額を限度とする。)</u> 。 <u>なお、事業目的の達成のために必要な範囲を過度に逸脱する華美又は過大な設備の整備に係る費用については補助対象外とする。</u>											
区分		新築型		改修型							
		賃貸	分譲	賃貸	分譲						
<u>補助金の額</u>	<u>補助対象事業費 A※1※2</u>	<u>こどもすくすく住宅及び子育て交流促進施設の新築に係る費用</u>		<u>こどもすくすく住宅の改修及び子育て交流促進施設の整備に係る費用</u>							
	<u>補助率</u>	<u>Aの1/5</u>	<u>Aの1/20</u>	<u>Aの2/3</u>	<u>Aの1/3</u>						
<u>補助限度額</u>	<u>アドバンスト</u>	<u>200万円</u>	<u>50万円</u>	<u>260万円</u>	<u>100万円</u>						
	<u>セレクト</u>	<u>100万円</u>	<u>25万円</u>	<u>130万円</u>	<u>50万円</u>						
	<u>セーフティ</u>	<u>50万円</u>	<u>12.5万円</u>	<u>65万円</u>	<u>25万円</u>						
	<u>子育て交流促進施設</u>	<u>1申請ごと 500万円※2</u>		<u>1申請ごと 500万円※2</u>							
<u>耐震改修工事に係る加算</u>		—		<u>耐震改修工事費の2/3 (補助限度額：200万円/戸)</u>							
<u>※1 補助対象事業の目的及び内容が第1の「目的」に適合するこどもすくすく住宅及び子育て交流促進施設の整備費用に限る。</u> <u>※2 補助対象事業費Aは交付決定日以降に着手する建設工事の費用とする。</u> <u>※3 子育て交流促進施設の新築又は整備に要する工事費用を限度とする。</u>											
<u>第7 耐震改修工事に係る加算の要件</u> <u>第6に規定する耐震改修工事に係る加算を受けるためには、次の(1)から(3)までの要件を満たすものでなければならない。</u> <u>(1) 建築物耐震診断の結果、耐震性が不十分であると判断されたものであること。</u> <u>(2) 耐震改修工事後の計画が耐震性を有することを証する書類を提出すること(平成18年国土交通省告示第184号に基づき建築士による計算及びその結果で耐震性ありと判断されるもの又は一般財団法人日本</u>											

改正後	現 行
<u>建築防災協会の『木造住宅の耐震診断と補強方法』に基づき、建築士が耐震診断及び計算した結果で耐震性ありと判断されるもの等)。</u> <u>(3) 耐震改修工事完了後、改修後の住宅の耐震性が建築基準法関係規定に適合していることを建築士が報告すること。</u> <u>第3節 手続き等</u> 第8 全体設計の承認 1 制度要綱第2 <u>(8)</u>に規定する認定事業者（設計認定を受けた者に限る。）のうち、補助対象事業を行おうとする者は、当該補助対象事業に係る建設工事が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付の申請までに、当該建設工事に係る事業費の総額、補助対象事業の完了の予定期日等について、全体設計承認申請書を知事に提出するものとする。 なお、当該建設工事に係る事業費の総額を変更する場合も同様とする。 2 （現行のとおり） 第9 補助金の交付の申請 1 制度要綱第2 <u>(8)</u>に規定する認定事業者（設計認定を受けた者に限る。）のうち、補助金の交付の申請をしようとする者は、集合住宅、<u>戸建住宅</u>の新築又は改修に係る工事着手までに、知事に交付申請書を提出し、補助金の交付決定を受けるものとする。 ただし、工事着手後、建築物の計画を変更し、変更後、認定基準等に適合する新築集合住宅、改修集合住宅として、制度要綱第5の2の規定に基づく設計認定を受けた者は知事に交付申請書を提出し、補助金の交付決定を受けることができる。この場合、第5に規定する補助対象事業費Aは交付決定日以降に着手する建設工事の費用とする。 2 及び3 （現行のとおり） 第10 補助金の交付の決定等 1 知事は、第<u>9</u>の1の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、適当と認めたときは、補助金の交付の決定を行い、その決定の内容及びこれに条件を付したときには、その条件を補助金の交付の申請をした者に速やかに通知するものとする。 2 から4 まで （現行のとおり）	第6 全体設計の承認 1 制度要綱第2 <u>(7)</u>に規定する認定事業者（設計認定を受けた者に限る。）のうち、補助対象事業を行おうとする者は、当該補助対象事業に係る建設工事が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付の申請までに、当該建設工事に係る事業費の総額、補助対象事業の完了の予定期日等について、全体設計承認申請書を知事に提出するものとする。 なお、当該建設工事に係る事業費の総額を変更する場合も同様とする。 2 （略） 第7 補助金の交付の申請 1 制度要綱第2 <u>(7)</u>に規定する認定事業者（設計認定を受けた者に限る。）のうち、補助金の交付の申請をしようとする者は、集合住宅の新築又は改修に係る工事着手までに、知事に交付申請書を提出し、補助金の交付決定を受けるものとする。 ただし、工事着手後、建築物の計画を変更し、変更後、認定基準等に適合する新築集合住宅又は改修集合住宅として、制度要綱第5の2の規定に基づく設計認定を受けた者は知事に交付申請書を提出し、補助金の交付決定を受けることができる。この場合、第5に規定する補助対象事業費Aは交付決定日以降に着手する建設工事の費用とする。 2 及び3 （略） 第8 補助金の交付の決定等 1 知事は、第<u>7</u>の1の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、適当と認めたときは、補助金の交付の決定を行い、その決定の内容及びこれに条件を付したときには、その条件を補助金の交付の申請をした者に速やかに通知するものとする。 2 から4 まで （略）

改正後	現 行
第 11 申請の撤回 1 補助金の交付を申請した者は、第 <u>10</u> の 1 の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知書の受領後 14 日以内に、申請の撤回をすることができる。 2 （現行のとおり） 第 12 事業の内容の変更 1 から 5 まで （現行のとおり） 第 13 補助対象事業者の地位の承継 1 補助対象事業者の地位を承継し、当該補助対象事業を継続して実施しようとする者は、制度要綱<u>第 24 の 1</u>の規定に基づく事業者地位承継承認申請書を知事に提出しなければならない。 2 1 の申請について、制度要綱<u>第 24 の 2</u>の規定に基づき、知事が事業者地位承継承認通知書により通知した時点で、知事は本要綱に基づく補助対象事業者の地位の承継があったものとみなす。 3 （現行のとおり） 第 14 状況の報告 知事は、必要があると認めるときは、補助対象事業者に対し、補助対象事業の進行状況に関する報告を求め又はその進行状況を調査することができる。 第 15 実績の報告等 1 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したとき（第 <u>12</u> の 1 (2) の規定により補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助対象事業の完了の日から起算して 1 月を経過した日又は補助対象事業の完了する日の属する会計年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。以下同じ。）の末日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出するものとする。 また、補助対象事業が会計年度を超えて継続される場合においては、当該会計年度が終了するごとに、速やかに当該実績報告書を知事に提出するものとする。	第 9 申請の撤回 1 補助金の交付を申請した者は、第<u>8</u>の 1 の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知書の受領後 14 日以内に、申請の撤回をすることができる。 2 （略） 第 10 事業の内容の変更 1 から 5 まで （略） 第 11 補助対象事業者の地位の承継 1 補助対象事業者の地位を承継し、当該補助対象事業を継続して実施しようとする者は、制度要綱第 <u>15 の 1</u>の規定に基づく事業者地位承継承認申請書を知事に提出しなければならない。 2 1 の申請について、制度要綱第 <u>15 の 2</u>の規定に基づき、知事が事業者地位承継承認通知書により通知した時点で、知事は本要綱に基づく補助対象事業者の地位の承継があったものとみなす。 3 （略） 第 12 状況の報告 知事は、必要があると認めるときは、補助対象事業者に対し、補助対象事業の進行状況に関する報告を求め又はその進行状況を調査することができる。 第 13 実績の報告等 1 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したとき（第 <u>10</u> の 1 (2) の規定により補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助対象事業の完了の日から起算して 1 月を経過した日又は補助対象事業の完了する日の属する会計年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。以下同じ。）の末日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出するものとする。 また、補助対象事業が会計年度を超えて継続される場合においては、当該会計年度が終了するごとに、速やかに当該実績報告書を知事に提出するものとする。

改正後	現 行
2 (現行のとおり) 第 16 補助金の額の確定 1 知事は、第 15 の 1 の実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容の審査及び当該建物の完成後に必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知するものとする。 2 知事は、額の確定を行うに当たっては、第 15 の 2 により当該補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して実績の報告がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。 第 17 補助金の支払 1 補助金は、第 16 の 1 の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。 2 (現行のとおり) 第 18 補助金の交付決定の取消し等 1 (現行のとおり) 2 1 の規定は、第 16 の補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。 3 (現行のとおり) 第 19 違約加算金及び延滞金 第 18 の交付決定の取消しによる補助金の返還については、次に掲げる規定により、違約加算金及び延滞金を納付させるものとする。ただし、第 18 の 1 (2)、(4)、(6)又は(8)に該当しない場合の違約加算金については、この限りでない。 (1)から(4)まで (現行のとおり) 第 20 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還 1 及び 2 (現行のとおり)	2 (略) 第 14 補助金の額の確定 1 知事は、第 13 の 1 の実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容の審査及び当該建物の完成後に必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知するものとする。 2 知事は、額の確定を行うに当たっては、第 13 の 2 により当該補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して実績の報告がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。 第 15 補助金の支払 1 補助金は、第 14 の 1 の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。 2 (略) 第 16 補助金の交付決定の取消し等 1 (略) 2 1 の規定は、第 14 の補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。 3 (略) 第 17 違約加算金及び延滞金 第 16 の交付決定の取消しによる補助金の返還については、次に掲げる規定により、違約加算金及び延滞金を納付させるものとする。ただし、第 16 の 1 (2)、(4)、(6)又は(8)に該当しない場合の違約加算金については、この限りでない。 (1)から(4)まで (略) 第 18 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還 1 及び 2 (略)

改正後

第 21 経理書類の保管

補助対象事業者は、補助対象事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保存しておくものとする。

第 3 章 区市町村間接補助

第 1 節 総則

第 22 補助対象事業

補助対象事業は、区市町村補助事業に対し、知事が予算の範囲内において当該区市町村に対して補助金を交付する必要があると認めるものをいう。

第 2 節 集合住宅

第 23 補助金の額

補助金の額は、次に掲げるところにより算出するものとする。

1 補助基本額

補助基本額は、次に掲げる区分ごとに補助対象事業費に補助率を乗じた額とする（ただし、認定モデルごとの補助対象住戸数に補助限度額を乗じた額及び子育て交流促進施設の補助限度額を合算した額を限度とする。）。

区分		新築型		改修型	
		賃貸	分譲	賃貸	分譲
補助基本額	補助対象事業費 A※1	こどもすくすく住宅及び子育て交流促進施設の新築に係る費用のうち、区市町村補助事業による補助額		こどもすくすく住宅の改修及び子育て交流促進施設の整備に係る費用のうち、区市町村補助事業による補助額	
	補助率	A の 1/2			
補助限度額	アドバンスト	100 万円	25 万円	130 万円	50 万円
	セレクト	50 万円	12.5 万円	65 万円	25 万円

現 行

第 19 経理書類の保管

補助対象事業者は、補助対象事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保存しておくものとする。

第 3 章 区市町村間接補助

第 20 補助対象事業

補助対象事業は、区市町村補助事業に対し、知事が予算の範囲内において当該区市町村に対して補助金を交付する必要があると認めるものをいう。

第 21 補助金の額

補助金の額は、次に掲げるところにより算出するものとする。

1 補助基本額

補助基本額は、次に掲げる区分ごとに補助対象事業費に補助率を乗じた額とする（ただし、認定モデルごとの補助対象住戸数に補助限度額を乗じた額及び子育て交流促進施設の補助限度額を合算した額を限度とする。）。

区分		新築型		改修型	
		賃貸	分譲	賃貸	分譲
補助基本額	補助対象事業費 A※1	こどもすくすく住宅及び子育て交流促進施設の新築に係る費用のうち、区市町村補助事業による補助額		こどもすくすく住宅の改修及び子育て交流促進施設の整備に係る費用のうち、区市町村補助事業による補助額	
	補助率	A の 1/2			
補助限度額	アドバンスト	100 万円	25 万円	130 万円	50 万円
	セレクト	50 万円	12.5 万円	65 万円	25 万円

改正後

※2	セーフティ	25 万円	6.25 万円	32.5 万円	12.5 万円
	子育て交流促進施設	1 申請ごと 250 万円※3		1 申請ごと 250 万円※3	

※1 補助対象事業の目的及び内容が第1の「目的」に適合することもすくすく住宅及び子育て交流促進施設の整備費用に限る。

※2 分譲新築型の場合、補助限度額を乗じる補助対象住戸の数は50戸を限度とする。

※3 子育て交流促進施設の新築又は整備に要する工事費用に1/2を乗じた額を限度とする。

2 都加算額

1の都の補助基本額に区市町村負担額を加えた額が、「第2章直接補助」の第5の例により算出した補助金の額以上となる場合、1の補助基本額に加え、次に掲げるところにより算出する額を加算することができる（ただし、認定モデルごとの補助対象住戸数に加算限度額を乗じた額及び子育て交流促進施設の加算限度額を合算した額を限度とする。）。なお、区市町村長は加算する額の全額を補助対象事業者への補助に充てるものとする。

現 行

※2	セーフティ	25 万円	6.25 万円	32.5 万円	12.5 万円
	子育て交流促進施設	1 棟ごと 250 万円※3		1 棟ごと 250 万円※3	

※1 補助対象事業の目的及び内容が第1の「目的」に適合することもすくすく住宅及び子育て交流促進施設の整備費用に限る。

※2 分譲新築型の場合、補助限度額を乗じる補助対象住戸の数は50戸を限度とする。

※3 子育て交流促進施設の新築又は整備に要する工事費用に1/2を乗じた額を限度とする。

2 都加算額

1の都の補助基本額に区市町村負担額を加えた額が、「第2章直接補助」の第5の例により算出した補助金の額以上となる場合、1の補助基本額に加え、次に掲げるところにより算出する額を加算することができる（ただし、認定モデルごとの補助対象住戸数に加算限度額を乗じた額及び子育て交流促進施設の加算限度額を合算した額を限度とする。）。なお、区市町村長は加算する額の全額を補助対象事業者への補助に充てるものとする。

		新築型		改修型	
		賃貸	分譲	賃貸	分譲
加算率		Aの1/4以内			
加 算 限 度 額※1	アドバンス	50 万円	12.5 万円	65 万円	25 万円
	セレクト	25 万円	6.2 万円	32.5 万円	12.5 万円
	セーフティ	12.5 万円	3.12 万円	16.25 万円	6.25 万円
	子育て交流促進施設※2	1 申請ごと 125 万円		1 申請ごと 125 万円	

※1 分譲新築型の場合、加算限度額を乗じる補助対象住戸の数は50戸を限度とする。

※2 子育て交流促進施設の新築又は整備に要する工事費用に1/4を乗じ

		新築型		改修型	
		賃貸	分譲	賃貸	分譲
加算率		Aの1/4以内			
加 算 限 度 額※1	アドバンス	50 万円	12.5 万円	65 万円	25 万円
	セレクト	25 万円	6.2 万円	32.5 万円	12.5 万円
	セーフティ	12.5 万円	3.12 万円	16.25 万円	6.25 万円
	子育て交流促進施設※2	1 棟ごと 125 万円		1 棟ごと 125 万円	

※1 分譲新築型の場合、加算限度額を乗じる補助対象住戸の数は50戸を限度とする。

※2 子育て交流促進施設の新築又は整備に要する工事費用に1/4を乗じ

改正後						現 行						
た額を限度とする。												
<u>第3節 戸建住宅</u>												
<u>第24 補助金の額</u>												
<u>補助金の額は、次に掲げるところにより算出するものとする。</u>												
<u>1 補助基本額</u>												
<u>補助基本額は、次に掲げる区分ごとに補助対象事業費に補助率を乗じた額とする（ただし、認定モデルごとの補助対象住宅の数に補助限度額を乗じた額及び子育て交流促進施設の補助限度額を合算した額を限度とする。）。</u>												
<u>区分</u>		<u>新築型</u>			<u>改修型</u>							
		<u>賃貸</u>		<u>分譲</u>		<u>賃貸</u>		<u>分譲</u>				
<u>補 助 基 本 額</u>	<u>補 助 対 象 事 業 費 A※1</u>	<u>こどもすくすく住宅及び子育て交流促進施設の新築に係る費用のうち、区市町村補助事業による補助額</u>				<u>こどもすくすく住宅の改修及び子育て交流促進施設の整備に係る費用のうち、区市町村補助事業による補助額</u>						
	<u>補助率</u>	<u>Aの1/2</u>										
<u>補 助 限 度 額</u>	<u>アドバンスト</u>	<u>100万円</u>	<u>25万円</u>		<u>130万円</u>		<u>50万円</u>					
	<u>セレクト</u>	<u>50万円</u>	<u>12.5万円</u>		<u>65万円</u>		<u>25万円</u>					
	<u>セーフティ</u>	<u>25万円</u>	<u>6.25万円</u>		<u>32.5万円</u>		<u>12.5万円</u>					
	<u>子育て交流促進施設</u>	<u>1申請ごと250万円※2</u>				<u>1申請ごと250万円※2</u>						
<u>耐震改修工事に係る加算※3</u>		<u>二</u>				<u>耐震改修工事に係る区市町村補助事業による補助額の1/2</u> <u>(補助限度額：100万円/戸)</u>						
<u>※1 補助対象事業の目的及び内容が第1の「目的」に適合するこどもすくすく住宅及び子育て交流促進施設の整備費用に限る。</u>												

改正後						現 行					
※2 <u>子育て交流促進施設の新築又は整備に要する工事費用に 1/2 を乗じた額を限度とする。</u> ※3 <u>耐震改修工事に係る加算を受けるための要件については、第7の規定を準用する。</u>											
2 都加算額											
<u>1の都の補助基本額に区市町村負担額を加えた額が、「第2章直接補助」の第6の例により算出した補助金の額以上となる場合、1の補助基本額に加え、次に掲げるところにより算出する額を加算することができる（ただし、認定モデルごとの補助対象住宅数に加算限度額を乗じた額及び子育て交流促進施設に加算限度額を合算した額を限度とする。）。なお、区市町村長は加算する額の全額を補助対象事業者への補助に充てるものとする。</u>											
		<u>新築型</u>		<u>改修型</u>							
		<u>賃貸</u>	<u>分譲</u>	<u>賃貸</u>	<u>分譲</u>						
<u>加算率</u>		<u>Aの1/4以内</u>									
<u>加 算 限 度 額</u>	<u>アドバンスト</u>	<u>50万円</u>	<u>12.5万円</u>	<u>65万円</u>	<u>25万円</u>						
	<u>セレクト</u>	<u>25万円</u>	<u>6.2万円</u>	<u>32.5万円</u>	<u>12.5万円</u>						
	<u>セーフティ</u>	<u>12.5万円</u>	<u>3.12万円</u>	<u>16.25万円</u>	<u>6.25万円</u>						
	<u>子育て交流促進施設※</u>	<u>1申請ごと125万円※</u>			<u>1申請ごと125万円※</u>						
<u>耐震改修工事に係る加算</u>		二			<u>耐震改修工事に係る区市町村補助事業による補助額の1/4</u> <u>(補助限度額：50万円/戸)</u>						
※ <u>子育て交流促進施設の新築又は整備に要する工事費用に 1/4 を乗じた額を限度とする。</u>											
第4節 手続き等											
第25 補助金の交付申請及び交付決定											
1から4まで （現行のとおり）											

改正後	現 行
第 26 補助金の申請の撤回 1 区市町村長は、第 <u>25</u> の 2 の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知書の受領後 14 日以内に、申請の撤回をすることができる。 2 （現行のとおり） 第 27 承認事項 区市町村長は、補助対象事業について、(1)に該当する場合には内容変更承認申請書により、(2)に該当する場合には中止・廃止承認申請書により、あらかじめ知事に届け出て承認を得なければならない。 (1) 補助対象事業の内容を変更（第 <u>25</u> の 4 に規定する場合を除く。）しようとするとき。 (2) 補助対象事業を中止又は廃止しようとするとき。 第 28 補助対象事業遅延等の報告 知事は、補助対象事業が知事の指定する期限までに完了しない場合又は遂行が困難であると認められる場合は、遂行状況報告書の提出を求め、その措置について区市町村長に指示するものとする。 第 29 補助対象事業の実績報告等 1 （現行のとおり） 2 区市町村長は、補助対象事業が完了したとき（第 <u>27</u> の(2)の規定により補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了実績報告書を知事に提出するものとする。ただし、補助対象事業が会計年度を越えて継続される場合においては、当該会計年度が終了するごとに、速やかに年度完了実績報告書を知事に提出するものとする。 第 30 補助金の額の確定 知事は、第 <u>29</u> の 2 の規定により区市町村長が提出し完了実績報告書を審査し、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに区市町村長に通知するものとする。 第 31 補助金の請求及び交付	第 23 補助金の申請の撤回 1 区市町村長は、第 <u>22</u> の 2 の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知書の受領後 14 日以内に、申請の撤回をすることができる。 2 （略） 第 24 承認事項 区市町村長は、補助対象事業について、(1)に該当する場合には内容変更承認申請書により、(2)に該当する場合には中止・廃止承認申請書により、あらかじめ知事に届け出て承認を得なければならない。 (1) 補助対象事業の内容を変更（第 <u>22</u> の 4 に規定する場合を除く。）しようとするとき。 (2) 補助対象事業を中止又は廃止しようとするとき。 第 25 補助対象事業遅延等の報告 知事は、補助対象事業が知事の指定する期限までに完了しない場合又は遂行が困難であると認められる場合は、遂行状況報告書の提出を求め、その措置について区市町村長に指示するものとする。 第 26 補助対象事業の実績報告等 1 （略） 2 区市町村長は、補助対象事業が完了したとき（第 <u>24</u> の(2)の規定により補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了実績報告書を知事に提出するものとする。ただし、補助対象事業が会計年度を越えて継続される場合においては、当該会計年度が終了するごとに、速やかに年度完了実績報告書を知事に提出するものとする。 第 27 補助金の額の確定 知事は、第 <u>26</u> の 2 の規定により区市町村長が提出し完了実績報告書を審査し、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに区市町村長に通知するものとする。 第 28 補助金の請求及び交付

改正後	現 行
1 及び 2 （現行のとおり） 第 32 補助金の交付決定の取消し 1 （現行のとおり） 2 1 の規定は、第 <u>30</u> の補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。 3 （現行のとおり） 第 33 違約加算金及び延滞金 第 <u>32</u> の交付決定の取消しによる補助金の返還については、次に掲げる規定により、違約加算金及び延滞金を納付させるものとする。ただし、第 <u>32</u> の 1 (2)、(4)、(6) 又は (8) に該当しない場合の違約加算金については、この限りでない。 (1) から (4) まで （現行のとおり） 第 34 検査、報告及び是正命令 1 及び 2 （現行のとおり） 第 35 台帳等の作成及び保存 補助金の交付を受けた区市町村長は、補助対象事業の実施状況及び補助金の執行を明らかにするための台帳、書類その他必要となる図書を作成及び整理し、これらを 5 年間保存するものとする。 第 36 管理義務 区市町村長は、補助金の交付を受けたときは、補助対象事業の完了後においても、補助金の交付の目的に従って適正に管理し、かつ、効果的な運営を図るよう努めるものとする。 第 4 章 その他 第 37 重複受給の禁止 補助金の交付を受ける者は、補助対象事業費について本補助金以外に都、国、区市町村から交付される補助金等を受けてはならないものとする（原資に都費を含むものに限る。）。	1 及び 2 （略） 第 29 補助金の交付決定の取消し 1 （略） 2 1 の規定は、第 <u>27</u> の補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。 3 （略） 第 30 違約加算金及び延滞金 第 <u>29</u> の交付決定の取消しによる補助金の返還については、次に掲げる規定により、違約加算金及び延滞金を納付させるものとする。ただし、第 <u>29</u> の 1 (2)、(4)、(6) 又は (8) に該当しない場合の違約加算金については、この限りでない。 (1) から (4) まで （略） 第 31 検査、報告及び是正命令 1 及び 2 （略） 第 32 台帳等の作成及び保存 補助金の交付を受けた区市町村長は、補助対象事業の実施状況及び補助金の執行を明らかにするための台帳、書類その他必要となる図書を作成及び整理し、これらを 5 年間保存するものとする。 第 33 管理義務 区市町村長は、補助金の交付を受けたときは、補助対象事業の完了後においても、補助金の交付の目的に従って適正に管理し、かつ、効果的な運営を図るよう努めるものとする。 第 4 章 その他 第 34 重複受給の禁止 補助金の交付を受ける者は、補助対象事業費について本補助金以外に都、国、区市町村から交付される補助金等を受けてはならないものとする（原資に都費を含むものに限る。）。

改正後	現 行
第 38 実施の細目 - この要綱の実施の細目は、別に定めるところによるものとする。 - この要綱の様式は、別に定めるところによるものとする。 第 39 その他 この要綱に定めがないものについては、別途知事が定めるものとする。 附 則 この要綱は、令和 5 年 4 月 7 日から施行する。 附 則 - この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。 - この要綱の施行の日より前に、改正前の要綱第 6 及び第 7 の申請を行ったものについては、改正後の本要綱を適用するものとする。 附 則 この要綱は、令和 6 年 9 月 12 日から施行する。 附 則 - この要綱は、令和 7 年 4 月 16 日から施行する。 - 令和 7 年 3 月 31 日より前に「第 2 章 直接補助」又は「第 3 章 区市町村間接補助」の規定による補助金の交付の決定を受けており、かつ補助対象事業が令和 7 年 4 月 1 日以降も継続される場合にあつては、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。 - 令和 7 年 3 月 31 日より前に開始されている区市町村補助事業であつて、令和 7 年 4 月 1 日以降、要綱第 22 の 2 の規定による補助金の交付決定を受けるものについては、当該区市町村と都の協議が整うまでの間、なお従前の例による。ただし、この規定の適用は令和 8 年 3 月 31 日までとする。 附 則 <u>この要綱は、令和 7 年 5 月 16 日から施行する。</u>	第 35 実施の細目 - この要綱の実施の細目は、別に定めるところによるものとする。 - この要綱の様式は、別に定めるところによるものとする。 第 36 その他 この要綱に定めがないものについては、別途知事が定めるものとする。 附 則 この要綱は、令和 5 年 4 月 7 日から施行する。 附 則 - この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。 - この要綱の施行の日より前に、改正前の要綱第 6 及び第 7 の申請を行ったものについては、改正後の本要綱を適用するものとする。 附 則 この要綱は、令和 6 年 9 月 12 日から施行する。 附 則 - この要綱は、令和 7 年 4 月 16 日から施行する。 - 令和 7 年 3 月 31 日より前に「第 2 章 直接補助」又は「第 3 章 区市町村間接補助」の規定による補助金の交付の決定を受けており、かつ補助対象事業が令和 7 年 4 月 1 日以降も継続される場合にあつては、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。 - 令和 7 年 3 月 31 日より前に開始されている区市町村補助事業であつて、令和 7 年 4 月 1 日以降、要綱第 22 の 2 の規定による補助金の交付決定を受けるものについては、当該区市町村と都の協議が整うまでの間、なお従前の例による。ただし、この規定の適用は令和 8 年 3 月 31 日までとする。

改正後	現 行
(別記様式第1号) 集合住宅の場合 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 住所 氏名 (法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名) 〇〇〇年度東京子どもすくすく住宅供給促進事業 補助金交付申請書 〇〇〇年度東京子どもすくすく住宅供給促進事業補助金の交付を受けるため、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 戸 数 認 定 モ デ ル ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ 供 給 方 式 ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 子育て交流促進施設 ☐ あり ☐ なし 2 交付申請額 千円 3 交付申請額の算出方法 別紙のとおり 4 補助対象事業完了の予定期 年 月 日 5 添付書類	(別記様式第1号) 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 住所 氏名  (法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名) 〇〇〇年度東京子どもすくすく住宅供給促進事業 補助金交付申請書 〇〇〇年度東京子どもすくすく住宅供給促進事業補助金の交付を受けるため、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 戸 数 認 定 モ デ ル ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ 供 給 方 式 ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 子育て交流促進施設 ☐ あり ☐ なし 2 交付申請額 千円 3 交付申請額の算出方法 別紙のとおり 4 補助対象事業完了の予定期 年 月 日 5 添付書類

改正後	現 行
(別記様式第 1 号) 戸建住宅の場合 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 住所 氏名 (法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者) 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 補助金交付申請書 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業補助金の交付を受けるため、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 住 宅 の 数 認 定 モ デ ル ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ 供 給 方 式 ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 子 育 て 交 流 促 進 施 設 ☐ あり ☐ なし 耐 震 改 修 工 事 に 係 る 加 算 ☐ あり ☐ なし 2 交付申請額 千円 3 交付申請額の算出方法 別紙のとおり 4 補助対象事業完了の予定期 年 月 日 5 添付書類	

改正後	現 行
(別記様式第2号) 集合住宅の場合 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 住所 氏名 (法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名) 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 補助金交付決定額変更申請書 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記事業について、当該決定の額及びその内容を変更するため、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 戸 数 認 定 モ デ ル ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ 供 給 方 式 ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 子 育 て 交 流 促 進 施 設 ☐ あり ☐ なし 2 交付申請額 千円 前回交付決定額 千円 変更増減額 千円 3 変更理由 4 交付申請額の算出方法 別紙のとおり 5 補助対象事業完了の予定期日 年 月 日 6 添付書類	(別記様式第2号) 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 住所 氏名  (法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名) 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 補助金交付決定額変更申請書 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記事業について、当該決定の額及びその内容を変更するため、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 戸 数 認 定 モ デ ル ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ 供 給 方 式 ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 子 育 て 交 流 促 進 施 設 ☐ あり ☐ なし 2 交付申請額 千円 前回交付決定額 千円 変更増減額 千円 3 変更理由 4 交付申請額の算出方法 別紙のとおり 5 補助対象事業完了の予定期日 年 月 日 6 添付書類

改正後	現 行
(別記様式第2号) 戸建住宅の場合 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 住所 氏名 (法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名) 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 補助金交付決定額変更申請書 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記事業について、当該決定の額及びその内容を変更するため、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 住 宅 の 数 認 定 モ デ ル ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ 供 給 方 式 ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 子育て交流促進施設 ☐ あり ☐ なし 耐震改修工事に係る加算 ☐ あり ☐ なし 2 交付申請額 千円 前回交付決定額 千円 変更増減額 千円 3 変更理由 4 交付申請額の算出方法 別紙のとおり 5 補助対象事業完了の予定期日 年 月 日 6 添付書類	

改正後	現 行
(別記様式第3号) 集合住宅の場合 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 住所 氏名 (法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名) 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 内容変更承認申請書 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記事業について、今般下記により当該事業の内容を変更するため、関係書類を添えて申請します。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 戸 数 認 定 モ デ ル ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ 供 給 方 式 ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 子育て交流促進施設 ☐ あり ☐ なし 2 変更内容 3 変更理由 4 添付書類	(別記様式第3号) 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 住所 氏名 (法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名) 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 内容変更承認申請書 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記事業について、今般下記により当該事業の内容を変更するため、関係書類を添えて申請します。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 戸 数 認 定 モ デ ル ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ 供 給 方 式 ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 子育て交流促進施設 ☐ あり ☐ なし 2 変更内容 3 変更理由 4 添付書類

改正後	現 行
(別記様式第3号) 戸建住宅の場合 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 住所 氏名 (法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名) 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 内容変更承認申請書 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記事業について、今般下記により当該事業の内容を変更するため、関係書類を添えて申請します。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 住 宅 の 数 認 定 モ デ ル 供 給 方 式 子 育 て 交 流 促 進 施 設 耐 震 改 修 工 事 に 係 る 加 算 ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 ☐ あり ☐ なし ☐ あり ☐ なし 2 変更内容 3 変更理由 4 添付書類	

改正後	現 行
(別記様式第4号) 集合住宅の場合 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 住所 氏名 (法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名) 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 中止・廃止承認申請書 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記事業について、今般下記により当該事業を中止・廃止するため、関係書類を添えて申請します。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 戸 数 認 定 モ デ ル ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ 供 給 方 式 ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 子 育 て 交 流 促 進 施 設 ☐ あり ☐ なし 2 中止・廃止を必要とする具体的な理由 3 廃止にかかわる事業の内容及び金額 4 工程表 別紙のとおり 5 添付書類	(別記様式第4号) 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 住所 氏名 (法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名) 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 中止・廃止承認申請書 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記事業について、今般下記により当該事業を中止・廃止するため、関係書類を添えて申請します。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 戸 数 認 定 モ デ ル ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ 供 給 方 式 ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 子 育 て 交 流 促 進 施 設 ☐ あり ☐ なし 2 中止・廃止を必要とする具体的な理由 3 廃止にかかわる事業の内容及び金額 4 工程表 別紙のとおり 5 添付書類

改正後	現 行
(別記様式第4号) 戸建住宅の場合 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 住所 氏名 (法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名) 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 中止・廃止承認申請書 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記事業について、今般下記により当該事業を中止・廃止するため、関係書類を添えて申請します。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 住 宅 の 数 認 定 モ デ ル ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ 供 給 方 式 ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 子 育 て 交 流 促 進 施 設 ☐ あり ☐ なし 耐震改修工事に係る加算 ☐ あり ☐ なし 2 中止・廃止を必要とする具体的な理由 3 廃止にかかわる事業の内容及び金額 4 工程表 別紙のとおり 5 添付書類	

改正後	現 行
(別記様式第 5 号) 集合住宅の場合 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 住所 氏名 (法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名) 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 事業の進行状況報告書 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記事業の〇〇年〇〇月〇〇日における進行状況について、別紙のとおり報告します。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 戸 数 認 定 モ デ ル ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ 供 給 方 式 ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 子 育 て 交 流 促 進 施 設 ☐ あり ☐ なし	(別記様式第 5 号) 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 住所 氏名  (法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名) 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 事業の進行状況報告書 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記事業の〇〇年〇〇月〇〇日における進行状況について、別紙のとおり報告します。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 戸 数 認 定 モ デ ル ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ 供 給 方 式 ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 子 育 て 交 流 促 進 施 設 ☐ あり ☐ なし

改正後	現 行
(別記様式第 5 号) 戸建住宅の場合 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 住所 氏名 (法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名) 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 事業の進行状況報告書 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記事業の〇〇年〇〇月〇〇日における進行状況について、別紙のとおり報告します。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 住 宅 の 数 認 定 モ デ ル 供 給 方 式 子 育 て 交 流 促 進 施 設 耐 震 改 修 工 事 に 係 る 加 算 ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 ☐ あり ☐ なし ☐ あり ☐ なし	

現 行

(別記様式第6号)

年 月 日

○○ ○○ 宛

氏名

(法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業
完了実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記事業が完了したので、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

三

1 補助対象物件	認 定 番 号	
	名 称	
	所 在 地	
	戸 数	
	認 定 モ デ ル	☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ
	供 給 方 式	☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型
		☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型
	子育て交流促進施設	☐ あり ☐ なし

2 補助金の交付決定及び精算額

補助金の交付決定額	円
補助金の精算額	円

3 補助対象事業の実施期間 自 年 月 日
至 年 月 日

4 補助対象事業の成果 別紙のとおり

5 添付書類

改正後	現 行
(別記様式第6号) 戸建住宅の場合 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 住所 氏名 (法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名) 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 完了実績報告書 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記事業 が完了したので、関係書類を添え、下記のとおり報告します。 記 1 補助対象物件 認 定 番 号 名 称 所 在 地 住 宅 の 数 認 定 モ デ ル ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ 供 給 方 式 ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 子 育 て 交 流 促 進 施 設 ☐ あり ☐ なし 耐 震 改 修 工 事 に 係 る 加 算 ☐ あり ☐ なし 2 補助金の交付決定及び精算額 補助金の交付決定額 円 補助金の精算額 円 3 補助対象事業の実施期間 自 年 月 日 至 年 月 日 4 補助対象事業の成果 別紙のとおり 5 添付書類	

改正後	現 行
(別記様式第7号) 集合住宅の場合 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 住所 氏名 (法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名) 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 年度完了実績報告書 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記事業の 年度における実績について、関係書類を添え、別紙のとおり報告します。 記 1 補助対象物件 認 定 番 号 名 称 所 在 地 戸 数 認 定 モ デ ル 供 給 方 式 子 育 て 交 流 促 進 施 設 ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 ☐ あり ☐ なし	(別記様式第7号) 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 住所 氏名 (法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名) 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 年度完了実績報告書 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記事業の 年度における実績について、関係書類を添え、別紙のとおり報告します。 記 1 補助対象物件 認 定 番 号 名 称 所 在 地 戸 数 認 定 モ デ ル 供 給 方 式 子 育 て 交 流 促 進 施 設 ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 ☐ あり ☐ なし

改正後	現 行
(別記様式第7号) 戸建住宅の場合 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 住所 氏名 (法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名) 〇〇〇年度東京子どもすくすく住宅供給促進事業 年度完了実績報告書 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記事業の 年度における実績について、関係書類を添え、別紙のとおり報告します。 記 1 補助対象物件 認 定 番 号 名 称 所 在 地 住 宅 の 数 認 定 モ デ ル 供 給 方 式 子 育 て 交 流 促 進 施 設 耐 震 改 修 工 事 に 係 る 加 算 ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 ☐ あり ☐ なし ☐ あり ☐ なし 別記様式第8号 (現行のとおり)	別記様式第8号 (略)

改正後	現 行
(別記様式第 9 号) 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 住所 氏名 (法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名) 請 求 書 金 円也 ただし、〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇第〇〇〇号により補助金の交付決定を受けた、〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業補助金として、上記金額を請求します。	(別記様式第 9 号) 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 住所 氏名 (法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名) 請 求 書 金 円也 ただし、〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇第〇〇〇号により補助金の交付決定を受けた、〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業補助金として、上記金額を請求します。

改正後	現 行
(別記様式第10号) 集合住宅の場合 〇 〇 〇 〇 第 〇 〇 号 住所 氏名 殿 (法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名) 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業補助金交付決定通知書 〇〇年〇〇月〇〇日付けで交付申請のあった、〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業補助金については、下記のとおり交付する。 〇〇年〇〇月〇〇日 東京都知事 〇〇 〇〇 記 1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、〇〇年〇〇月〇〇日付けによる交付申請書記載のとおりとする。 2 この補助対象事業に要する経費及び補助金交付決定額は、次のとおりとする。ただし、当該事業が変更された場合については、別に通知するところによるものとする。 補助対象事業に要する経費 千円 補助金交付決定額 千円 3 この補助対象事業に要する経費の配分及び配分された経費の額に対応する補助金の額は交付申請書記載のとおりとする。 4 補助金の交付の条件は、東京こどもすくすく住宅認定制度要綱（以下「制度要綱」という。）、東京こどもすくすく住宅認定制度実施要領、東京こどもすくすく住宅供給促進事業補助金交付要綱（以下「補助要綱」という。）に定めるところによるほか、次のとおりとする。 （1） この補助金は、補助の対象となった事業に要する経費以外の経費に使用してはならない。 （2） 補助対象事業者は、補助対象事業が交付申請書記載の完了予定期日までに完了しない場合は、速やかに知事に報告し、指示を受けなければならない。 （3） 知事は、この補助金の使途、その他この補助金により施行した補助対象事業について必要があると認めたときは、職員をして随時検査を行わせることができる。 （4） 補助対象事業者がこの補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反しているときは、知事はこれらに従って補助対象事業を遂行することを命じ、なおこの命令に違反したときは、補助対象事業の一時停止を命ずることができる。 （5） 補助対象事業者は、補助対象事業完了後1カ月以内に補助要綱に規定する完了実績報告書を提出し、補助金の額の確定を受けなければならない。 （6） 知事は、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、事業者が必要な処置をした場合には、この報告書を再び作成の上、提出しなければならない。 （7） 補助対象事業者は、補助対象事業完了後原則10年以上、補助金の交付の目的に従って適正に管理し、かつ効果的な運営を図るよう努めなければならない。 （8） (7)の規定は制度要綱第11の1又は2の規定により選任された管理・運営責任者について、準用する。この場合、(7)の規定中、「補助対象事業者」とあるのは「制度要綱第12の1又は2の規定により選任された管理・運営責任者」と読み替えて適用する。 （9） 補助対象事業者は設計認定又は認定を受けた住宅の広告・宣伝に当たり、「東京こどもすくすく住宅認定制度等における認定マーク取扱要領」の規定に基づく認定マークの利用に努めるものとし、その利用範囲、利用許諾手続は同要領に従うこと。 （10） 補助対象事業者は補助金の交付決定を受けた住宅について、子育て世帯等の子育てを望む世帯の入居の促進を図ること。 5 補助対象事業者は、この交付決定の内容又はこれに付された条件に不服のあるときは、この通知の受領後14日以内に、交付申請の撤回の申出をすることができる。	(別記様式第10号) 〇 〇 〇 〇 第 〇 〇 号 住所 氏名 殿 (法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名) 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業補助金交付決定通知書 〇〇年〇〇月〇〇日付けで交付申請のあった、〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業補助金については、下記のとおり交付する。 〇〇年〇〇月〇〇日 東京都知事 〇〇 〇〇 記 1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、〇〇年〇〇月〇〇日付けによる交付申請書記載のとおりとする。 2 この補助対象事業に要する経費及び補助金交付決定額は、次のとおりとする。ただし、当該事業が変更された場合については、別に通知するところによるものとする。 補助対象事業に要する経費 千円 補助金交付決定額 千円 3 この補助対象事業に要する経費の配分及び配分された経費の額に対応する補助金の額は交付申請書記載のとおりとする。 4 補助金の交付の条件は、東京こどもすくすく住宅認定制度要綱（以下「制度要綱」という。）、東京こどもすくすく住宅認定制度実施要領、東京こどもすくすく住宅供給促進事業補助金交付要綱（以下「補助要綱」という。）に定めるところによるほか、次のとおりとする。 （1） この補助金は、補助の対象となった事業に要する経費以外の経費に使用してはならない。 （2） 補助対象事業者は、補助対象事業が交付申請書記載の完了予定期日までに完了しない場合は、速やかに知事に報告し、指示を受けなければならない。 （3） 知事は、この補助金の使途、その他この補助金により施行した補助対象事業について必要があると認めたときは、職員をして随時検査を行わせることができる。 （4） 補助対象事業者がこの補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反しているときは、知事はこれらに従って補助対象事業を遂行することを命じ、なおこの命令に違反したときは、補助対象事業の一時停止を命ずることができる。 （5） 補助対象事業者は、補助対象事業完了後1カ月以内に補助要綱に規定する完了実績報告書を提出し、補助金の額の確定を受けなければならない。 （6） 知事は、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、事業者が必要な処置をした場合には、この報告書を再び作成の上、提出しなければならない。 （7） 補助対象事業者は、補助対象事業完了後原則10年以上、補助金の交付の目的に従って適正に管理し、かつ効果的な運営を図るよう努めなければならない。 （8） (7)の規定は制度要綱第11の1又は2の規定により選任された管理・運営責任者について、準用する。この場合、(7)の規定中、「補助対象事業者」とあるのは「制度要綱第12の1又は2の規定により選任された管理・運営責任者」と読み替えて適用する。 （9） 補助対象事業者は設計認定又は認定を受けた住宅の広告・宣伝に当たり、「東京こどもすくすく住宅認定制度等における認定マーク取扱要領」の規定に基づく認定マークの利用に努めるものとし、その利用範囲、利用許諾手続は同要領に従うこと。 （10） 補助対象事業者は補助金の交付決定を受けた住宅について、子育て世帯等の子育てを望む世帯の入居促進に資する取組を行うこと。 5 補助対象事業者は、この交付決定の内容又はこれに付された条件に不服のあるときは、この通知の受領後14日以内に、交付申請の撤回の申出をすることができる。

改正後	現 行
(別記様式第10号) 戸建住宅の場合 〇 〇 〇 〇 第 〇 〇 号 住所 氏名 殿 (法人の場合は、事務所所在地、名称及び代表者氏名) 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業補助金交付決定通知書 〇〇年〇〇月〇〇日付けで交付申請のあった、〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業補助金については、下記のとおり交付する。 〇〇年〇〇月〇〇日 東京都知事 〇〇 〇〇 記 1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、〇〇年〇〇月〇〇日付けによる交付申請書記載のとおりとする。 2 この補助対象事業に要する経費及び補助金交付決定額は、次のとおりとする。ただし、当該事業が変更された場合については、別に通知するところによるものとする。 補助対象事業に要する経費 千円 補助金交付決定額 千円 3 この補助対象事業に要する経費の配分及び配分された経費の額に対応する補助金の額は交付申請書記載のとおりとする。 4 補助金の交付の条件は、東京こどもすくすく住宅認定制度要綱（以下「制度要綱」という。）、東京こどもすくすく住宅認定制度実施要領、東京こどもすくすく住宅供給促進事業補助金交付要綱（以下「補助要綱」という。）に定めるところによるほか、次のとおりとする。 （1） この補助金は、補助の対象となった事業に要する経費以外の経費に使用してはならない。 （2） 補助対象事業者は、補助対象事業が交付申請書記載の完了予定期日までに完了しない場合は、速やかに知事に報告し、指示を受けなければならない。 （3） 知事は、この補助金の使途、その他この補助金により施行した補助対象事業について必要があると認めたときは、職員をして随時検査を行わせることができる。 （4） 補助対象事業者がこの補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反しているときは、知事はこれらに従って補助対象事業を遂行することを命じ、なおこの命令に違反したときは、補助対象事業の一時停止を命ずることがある。 （5） 補助対象事業者は、補助対象事業完了後1ヵ月以内に補助要綱に規定する完了実績報告書を提出し、補助金の額の確定を受けなければならない。 （6） 知事は、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることがある。この場合において、事業者が必要な処置をした場合には、この報告書を再び作成の上、提出しなければならない。 （7） 補助対象事業者は、補助対象事業完了後原則10年以上、補助金の交付の目的に従って適正に管理し、かつ効果的な運営を図るよう努めなければならない。 （8） (7)の規定は制度要綱第21の1又は2の規定により選任された管理・運営責任者について、準用する。この場合、(7)の規定中、「補助対象事業者」とあるのは「制度要綱第21の1又は2の規定により選任された管理・運営責任者」と読み替えて適用する。 （9） 補助対象事業者は設計認定又は認定を受けた住宅の広告・宣伝に当たり、「東京こどもすくすく住宅認定制度等における認定マーク取扱要領」の規定に基づく認定マークの利用に努めるものとし、その利用範囲、利用許諾手続は同要領に従うこと。 （10） 補助対象事業者は補助金の交付決定を受けた住宅について、子育て世帯等の子育てを望む世帯の入居の促進を図ること。 5 補助対象事業者は、この交付決定の内容又はこれに付された条件に不服のあるときは、この通知の受領後14日以内に、交付申請の撤回の申出をすることができる。	

改正後	現 行
別記様式第 11 号から 13 号まで（現行のとおり）	別記様式第 11 号から 13 号まで（略）
(別記様式第14号) 集合住宅の場合	(別記様式第14号)
〇 〇 〇 〇 第 〇 〇 号 年 月 日	〇 〇 〇 〇 第 〇 〇 号 年 月 日
住所 氏名 殿 (法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名)	住所 氏名 殿 (法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名)
東京都知事 〇〇 〇〇	東京都知事 〇〇 〇〇
〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 内容変更承認通知書	〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 内容変更承認通知書
〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった、〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業に係る事業内容の変更承認申請について、下記のとおり承認したので通知する。	〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった、〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業に係る事業内容の変更承認申請について、下記のとおり承認したので通知する。
記	記
1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 戸 数 認 定 モ デ ル ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ 供 給 方 式 ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 子 育 て 交 流 促 進 施 設 ☐ あり ☐ なし	1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 戸 数 認 定 モ デ ル ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ 供 給 方 式 ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 子 育 て 交 流 促 進 施 設 ☐ あり ☐ なし
2 変更内容	2 変更内容
3 変更理由	3 変更理由

改正後	現 行
(別記様式第14号) 戸建住宅の場合 〇 〇 〇 〇 第 〇 〇 号 年 月 日 住所 氏名 殿 (法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名) 東京都知事 〇〇 〇〇 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 内容変更承認通知書 〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった、〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業に係る事業内容の変更承認申請について、下記のとおり承認したので通知する。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 住 宅 の 数 認 定 モ デ ル 供 給 方 式 子 育 て 交 流 促 進 施 設 耐 震 改 修 工 事 に 係 る 加 算 ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 ☐ あり ☐ なし ☐ あり ☐ なし 2 変更内容 3 変更理由	

改正後	現 行
(別記様式第15号) 集合住宅の場合 〇 〇 〇 〇 第 〇 〇 号 年 月 日 住所 氏名 殿 (法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名) 東京都知事 〇〇 〇〇 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 中止・廃止承認通知書 〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった、〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業に係る事業の中止・廃止承認申請について、下記のとおり承認したので通知する。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 戸 数 認 定 モ デ ル 供 給 方 式 子 育 て 交 流 促 進 施 設 ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 ☐ あり ☐ なし 2 中止・廃止理由	(別記様式第15号) 〇 〇 〇 〇 第 〇 〇 号 年 月 日 住所 氏名 殿 (法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名) 東京都知事 〇〇 〇〇 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 中止・廃止承認通知書 〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった、〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業に係る事業の中止・廃止承認申請について、下記のとおり承認したので通知する。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 戸 数 認 定 モ デ ル 供 給 方 式 子 育 て 交 流 促 進 施 設 ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 ☐ あり ☐ なし 2 中止・廃止理由

改正後	現 行
(別記様式第15号) 戸建住宅の場合 〇 〇 〇 〇 第 〇 〇 号 年 月 日 住所 氏名 殿 (法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名) 東京都知事 〇〇 〇〇 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 中止・廃止承認通知書 〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった、〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業に係る事業の中止・廃止承認申請について、下記のとおり承認したので通知する。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 住 宅 の 数 認 定 モ デ ル ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ 供 給 方 式 ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 子 育 て 交 流 促 進 施 設 ☐ あり ☐ なし 耐 震 改 修 工 事 に 係 る 加 算 ☐ あり ☐ なし 2 中止・廃止理由	

改正後	現 行
別記様式第 16 号 （現行のとおりの）	別記様式第 16 号 （略）
(別記様式第17号) 集合住宅の場合	(別記様式第17号)
年 月 日	年 月 日
東京都知事 〇〇 〇〇 宛	東京都知事 〇〇 〇〇 宛
住所 氏名 (法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名)	住所 氏名 (法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名)
〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 全体設計（承認・変更承認）申請書	〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 全体設計（承認・変更承認）申請書
〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業の全体設計（承認・変更承認）を受けるため、関係書類を添えて、下記のとおりの申請します。	〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業の全体設計（承認・変更承認）を受けるため、関係書類を添えて、下記のとおりの申請します。
記	記
1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 戸 数 認 定 モ デ ル 供 給 方 式 子 育 て 交 流 促 進 施 設 ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 ☐ あり ☐ なし	1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 戸 数 認 定 モ デ ル 供 給 方 式 子 育 て 交 流 促 進 施 設 ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 ☐ あり ☐ なし
2 事業年度及び事業年度ごとの総事業費 別紙全体設計表のとおりの	2 事業年度及び事業年度ごとの総事業費 別紙全体設計表のとおりの
3 事業年度及び事業年度ごとの補助対象事業費 別紙全体設計表のとおりの	3 事業年度及び事業年度ごとの補助対象事業費 別紙全体設計表のとおりの
4 補助対象事業完了の予定期日 年 月 日	4 補助対象事業完了の予定期日 年 月 日
5 添付書類	5 添付書類

改正後	現 行
(別記様式第17号) 戸建住宅の場合 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 住所 氏名 (法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者氏名) 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 全体設計（承認・変更承認）申請書 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業の全体設計（承認・変更承認）を受けるため、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 住 宅 の 数 認 定 モ デ ル 供 給 方 式 子 育 て 交 流 促 進 施 設 耐 震 改 修 工 事 に 係 る 加 算 ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 ☐ あり ☐ なし ☐ あり ☐ なし 2 事業年度及び事業年度ごとの総事業費 別紙全体設計表のとおり 3 事業年度及び事業年度ごとの補助対象事業費 別紙全体設計表のとおり 4 補助対象事業完了の予定期日 年 月 日 5 添付書類 別記様式第 18 号 （現行のとおり）	別記様式第 18 号 （略）

改正後	現 行
(別記様式第1号) 集合住宅の場合 (文 書 番 号) 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 事業主体の長 〇〇 〇〇 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 補助金交付申請書 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業補助金の交付を受けるため、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 戸 数 認 定 モ デ ル ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ 供 給 方 式 ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 子育て交流促進施設 ☐ あり ☐ なし 2 交付申請額 千円 3 交付申請額の算出方法 別紙のとおり 4 補助対象事業完了の予定期日 年 月 日 5 添付書類	(別記様式第1号) (文 書 番 号) 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 事業主体の長 〇〇 〇〇 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 補助金交付申請書 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業補助金の交付を受けるため、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 戸 数 認 定 モ デ ル ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ 供 給 方 式 ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 子育て交流促進施設 ☐ あり ☐ なし 2 交付申請額 千円 3 交付申請額の算出方法 別紙のとおり 4 補助対象事業完了の予定期日 年 月 日 5 添付書類

改正後	現 行
(別記様式第1号) 戸建住宅の場合 (文 書 番 号) 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 事業主体の長 〇〇 〇〇 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 補助金交付申請書 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業補助金の交付を受けるため、関係書類を添えて、 下記のとおり申請します。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 住 宅 の 数 認 定 モ デ ル ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ 供 給 方 式 ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 子 育 て 交 流 促 進 施 設 ☐ あり ☐ なし 耐震改修工事に係る加算 ☐ あり ☐ なし 2 交付申請額 千円 3 交付申請額の算出方法 別紙のとおり 4 補助対象事業完了の予定期日 年 月 日 5 添付書類	

改正後	現 行
(別記様式第2号) 集合住宅の場合 (文 書 番 号) 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 事業主体の長 〇〇 〇〇 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 補助金交付変更申請書 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記事業について、当該決定の額及びその内容を変更するため、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 戸 数 認 定 モ デ ル ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ 供 給 方 式 ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 子育て交流促進施設 ☐ あり ☐ なし 2 交付申請額 千円 前回交付決定額 千円 変更増減額 千円 3 変更理由 4 交付申請額の算出方法 別紙のとおり 5 補助対象事業完了の予定期日 年 月 日 6 添付書類	(別記様式第2号) (文 書 番 号) 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 事業主体の長 〇〇 〇〇 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 補助金交付変更申請書 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記事業について、当該決定の額及びその内容を変更するため、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 戸 数 認 定 モ デ ル ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ 供 給 方 式 ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 子育て交流促進施設 ☐ あり ☐ なし 2 交付申請額 千円 前回交付決定額 千円 変更増減額 千円 3 変更理由 4 交付申請額の算出方法 別紙のとおり 5 補助対象事業完了の予定期日 年 月 日 6 添付書類

改正後	現 行
(別記様式第2号) 戸建住宅の場合 (文 書 番 号) 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 事業主体の長 〇〇 〇〇 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 補助金交付変更申請書 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記事業について、 当該決定の額及びその内容を変更するため、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 住 宅 の 数 認 定 モ デ ル ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ 供 給 方 式 ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 子 育 て 交 流 促 進 施 設 ☐ あり ☐ なし 耐震改修工事に係る加算 ☐ あり ☐ なし 2 交付申請額 千円 前回交付決定額 千円 変更増減額 千円 3 変更理由 4 交付申請額の算出方法 別紙のとおり 5 補助対象事業完了の予定期日 年 月 日 6 添付書類	

改正後	現 行
(別記様式第3号) 集合住宅の場合 (文 書 番 号) 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 事業主体の長 〇〇 〇〇 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 内容変更承認申請書 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記事業について、今般下記により当該事業の内容を変更するため、関係書類を添えて申請します。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 戸 数 認 定 モ デ ル ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ 供 給 方 式 ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 子育て交流促進施設 ☐ あり ☐ なし 2 変更内容 3 変更理由 4 添付書類	(別記様式第3号) (文 書 番 号) 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 事業主体の長 〇〇 〇〇 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 内容変更承認申請書 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記事業について、今般下記により当該事業の内容を変更するため、関係書類を添えて申請します。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 戸 数 認 定 モ デ ル ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ 供 給 方 式 ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 子育て交流促進施設 ☐ あり ☐ なし 2 変更内容 3 変更理由 4 添付書類

改正後	現 行
(別記様式第3号) 戸建住宅の場合 (文 書 番 号) 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 事業主体の長 〇〇 〇〇 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 内容変更承認申請書 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記事業について、 今般下記により当該事業の内容を変更するため、関係書類を添えて申請します。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 住 宅 の 数 認 定 モ デ ル 供 給 方 式 子 育 て 交 流 促 進 施 設 耐 震 改 修 工 事 に 係 る 加 算 2 変更内容 3 変更理由 4 添付書類	

改正後	現 行
(別記様式第4号) 集合住宅の場合 (文 書 番 号) 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 事業主体の長 〇〇 〇〇 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 中止・廃止承認申請書 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知を受けた 標記事業について、今般下記により当該事業を中止・廃止するため、関係書類を添えて 申請します。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 戸 数 認 定 モ デ ル ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ 供 給 方 式 ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 子育て交流促進施設 ☐ あり ☐ なし 2 中止・廃止を必要とする具体的な理由 3 中止（又は廃止）にかかわる事業の内容及び金額 4 工程表 別紙のとおり 5 添付書類	(別記様式第4号) (文 書 番 号) 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 事業主体の長 〇〇 〇〇 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 中止・廃止承認申請書 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知を受けた 標記事業について、今般下記により当該事業を中止・廃止するため、関係書類を添えて 申請します。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 戸 数 認 定 モ デ ル ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ 供 給 方 式 ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 子育て交流促進施設 ☐ あり ☐ なし 2 中止・廃止を必要とする具体的な理由 3 中止（又は廃止）にかかわる事業の内容及び金額 4 工程表 別紙のとおり 5 添付書類

改正後	現 行
(別記様式第4号) 戸建住宅の場合 (文 書 番 号) 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 事業主体の長 〇〇 〇〇 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 中止・廃止承認申請書 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記事業について、今般下記により当該事業を中止・廃止するため、関係書類を添えて申請します。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 住 宅 の 数 認 定 モ デ ル 〇 アドバンスト 〇 セレクト 〇 セーフティ 供 給 方 式 〇 賃貸新築型 〇 賃貸改修型 〇 分譲新築型 〇 分譲改修型 子 育 て 交 流 促 進 施 設 〇 あり 〇 なし 耐 震 改 修 工 事 に 係 る 加 算 〇 あり 〇 なし 2 中止・廃止を必要とする具体的な理由 3 中止（又は廃止）にかかわる事業の内容及び金額 4 工程表 別紙のとおり 5 添付書類	

改正後	現 行
(別記様式第5号) 集合住宅の場合 (文 書 番 号) 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 事業主体の長 〇〇 〇〇 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 事業の遂行状況報告書 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知を受けた 標記事業の〇〇年〇〇月〇〇日における遂行状況について、別紙のとおり報告します。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 戸 数 認 定 モ デ ル 供 給 方 式 子育て交流促進施設 ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 ☐ あり ☐ なし	(別記様式第5号) (文 書 番 号) 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 事業主体の長 〇〇 〇〇 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 事業の遂行状況報告書 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知を受けた 標記事業の 〇〇年〇〇月〇〇日における遂行状況について、別紙のとおり報告し ます。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 戸 数 認 定 モ デ ル 供 給 方 式 子育て交流促進施設 ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 ☐ あり ☐ なし

改正後	現 行
(別記様式第5号) 戸建住宅の場合 (文 書 番 号) 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 事業主体の長 〇〇 〇〇 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 事業の遂行状況報告書 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記事業 の〇〇年〇〇月〇〇日における遂行状況について、別紙のとおり報告します。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 住 宅 の 数 認 定 モ デ ル 供 給 方 式 子 育 て 交 流 促 進 施 設 耐 震 改 修 工 事 に 係 る 加 算 ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 ☐ あり ☐ なし ☐ あり ☐ なし	

改正後	現 行
(別記様式第6号) 集合住宅の場合 (文 書 番 号) 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 事業主体の長 〇〇 〇〇 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 完了実績報告書 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記事業が完了したので、関係書類を添え、下記のとおり報告します。 記 1 補助対象物件 認 定 番 号 名 称 所 在 地 戸 数 認 定 モ デ ル ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ 供 給 方 式 ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 子 育 て 交 流 促 進 施 設 ☐ あり ☐ なし 2 補助金の交付決定及び精算額 補助金の交付決定額 円 補助金の精算額 円 3 補助対象事業の実施期間 自 年 月 日 至 年 月 日 4 補助対象事業の成果 別紙のとおり 5 添付書類	(別記様式第6号) (文 書 番 号) 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 事業主体の長 〇〇 〇〇 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 完了実績報告書 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記事業が完了したので、関係書類を添え、下記のとおり報告します。 記 1 補助対象物件 認 定 番 号 名 称 所 在 地 戸 数 認 定 モ デ ル ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ 供 給 方 式 ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 子 育 て 交 流 促 進 施 設 ☐ あり ☐ なし 2 補助金の交付決定及び精算額 補助金の交付決定額 円 補助金の精算額 円 3 補助対象事業の実施期間 自 年 月 日 至 年 月 日 4 補助対象事業の成果 別紙のとおり 5 添付書類

改正後	現 行
(別記様式第 6 号) 戸建住宅の場合 (文 書 番 号) 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 事業主体の長 〇〇 〇〇 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 完了実績報告書 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記事業が完了したので、関係書類を添え、下記のとおり報告します。 記 1 補助対象物件 認 定 番 号 名 称 所 在 地 住 宅 の 数 認 定 モ デ ル 供 給 方 式 子 育 て 交 流 促 進 施 設 耐 震 改 修 工 事 に 係 る 加 算 ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 ☐ あり ☐ なし ☐ あり ☐ なし 2 補助金の交付決定及び精算額 補助金の交付決定額 補助金の精算額 円 円 3 補助対象事業の実施期間 自 年 月 日 至 年 月 日 4 補助対象事業の成果 別紙のとおり 5 添付書類	

改正後	現 行
(別記様式第 7 号) 集合住宅の場合 (文 書 番 号) 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 事業主体の長 〇〇 〇〇 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 年度完了実績報告書 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知を受けた 標記事業の 年度における実績について、関係書類を添え、別紙のとおり報告しま す。 記 1 補助対象物件 認 定 番 号 名 称 所 在 地 戸 数 認 定 モ デ ル ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ 供 給 方 式 ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 子育て交流促進施設 ☐ あり ☐ なし	(別記様式第 7 号) (文 書 番 号) 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 事業主体の長 〇〇 〇〇 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 年度完了実績報告書 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知を受けた 標記事業の 年度における実績について、関係書類を添え、別紙のとおり報告しま す。 記 1 補助対象物件 認 定 番 号 名 称 所 在 地 戸 数 認 定 モ デ ル ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ 供 給 方 式 ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 子育て交流促進施設 ☐ あり ☐ なし

改正後	現 行
(別記様式第 7 号) 戸建住宅の場合 (文 書 番 号) 年 月 日 東京都知事 〇〇 〇〇 宛 事業主体の長 〇〇 〇〇 〇〇〇年度東京子どもすくすく住宅供給促進事業 年度完了実績報告書 〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記事業の 年度における実績について、関係書類を添え、別紙のとおり報告します。 記 1 補助対象物件 認 定 番 号 名 称 所 在 地 住 宅 の 数 認 定 モ デ ル ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ 供 給 方 式 ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 子 育 て 交 流 促 進 施 設 ☐ あり ☐ なし 耐 震 改 修 工 事 に 係 る 加 算 ☐ あり ☐ なし 別記様式第 8 号から第 13 号まで (現行のとおり)	別記様式第 8 号から第 13 号まで (略)

改正後	現 行
(別記様式第14号) 集合住宅の場合 〇 〇 〇 〇 第 〇 〇 号 年 月 日 事業主体の長 〇〇 〇〇 殿 東京都知事 〇〇 〇〇 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 内容変更承認通知書 〇〇年〇〇月〇〇日付（事業主体文書番号）で申請のあった、〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業に係る事業内容の変更承認申請について、下記のとおり承認したので通知する。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 戸 数 認 定 モ デ ル ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ 供 給 方 式 ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 子育て交流促進施設 ☐ あり ☐ なし 2 変更内容 3 変更理由	(別記様式第14号) 〇 〇 〇 〇 第 〇 〇 号 年 月 日 事業主体の長 〇〇 〇〇 殿 東京都知事 〇〇 〇〇 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 内容変更承認通知書 〇〇年〇〇月〇〇日付（事業主体文書番号）で申請のあった、〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業に係る事業内容の変更承認申請について、下記のとおり承認したので通知する。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 戸 数 認 定 モ デ ル ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ 供 給 方 式 ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 子育て交流促進施設 ☐ あり ☐ なし 2 変更内容 3 変更理由

改正後	現 行
(別記様式第14号) 戸建住宅の場合 〇 〇 〇 〇 第 〇 〇 号 年 月 日 事業主体の長 〇〇 〇〇 殿 東京都知事 〇〇 〇〇 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 内容変更承認通知書 〇〇年〇〇月〇〇日付（事業主体文書番号）で申請のあった、〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業に係る事業内容の変更承認申請について、下記のとおり承認したので通知する。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 住 宅 の 数 認 定 モ デ ル 供 給 方 式 子 育 て 交 流 促 進 施 設 耐 震 改 修 工 事 に 係 る 加 算 ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 ☐ あり ☐ なし ☐ あり ☐ なし 2 変更内容 3 変更理由	

改正後	現 行
(別記様式第15号) 集合住宅の場合 〇〇〇〇 第 〇 〇 号 年 月 日 事業主体の長 〇〇 〇〇 殿 東京都知事 〇〇 〇〇 〇〇〇年度東京子どもすくすく住宅供給促進事業 中止・廃止承認通知書 〇〇年〇〇月〇〇日付（事業主体文書番号）で申請のあった 〇〇年度東京子どもすくすく住宅供給促進事業に係る事業の中止・廃止承認申請について、下記のとおり承認したので通知する。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 戸 数 認 定 モ デ ル ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ 供 給 方 式 ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 子育て交流促進施設 ☐ あり ☐ なし 2 中止・廃止理由	(別記様式第15号) 〇〇〇〇 第 〇 〇 号 年 月 日 事業主体の長 〇〇 〇〇 殿 東京都知事 〇〇 〇〇 〇〇〇年度東京子どもすくすく住宅供給促進事業 中止・廃止承認通知書 〇〇年〇〇月〇〇日付（事業主体文書番号）で申請のあった 〇〇年度東京子どもすくすく住宅供給促進事業に係る事業の中止・廃止承認申請について、下記のとおり承認したので通知する。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 戸 数 認 定 モ デ ル ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ 供 給 方 式 ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 子育て交流促進施設 ☐ あり ☐ なし 2 中止・廃止理由

改正後	現 行
(別記様式第15号) 戸建住宅の場合 〇〇〇〇 第 〇 〇 号 年 月 日 事業主体の長 〇〇 〇〇 殿 東京都知事 〇〇 〇〇 〇〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業 中止・廃止承認通知書 〇〇年〇〇月〇〇日付（事業主体文書番号）で申請のあった 〇〇年度東京こどもすくすく住宅供給促進事業に係る事業の中止・廃止承認申請について、下記のとおり承認したので通知する。 記 1 補助対象物件 設 計 認 定 番 号 名 称 所 在 地 住 宅 の 数 認 定 モ デ ル ☐ アドバンスト ☐ セレクト ☐ セーフティ 供 給 方 式 ☐ 賃貸新築型 ☐ 賃貸改修型 ☐ 分譲新築型 ☐ 分譲改修型 子 育 て 交 流 促 進 施 設 ☐ あり ☐ なし 耐 震 改 修 工 事 に 係 る 加 算 ☐ あり ☐ なし 2 中止・廃止理由	
別記様式第 16 号 （現行のとおり）	別記様式第 16 号 （略）